

**国立大学法人 東京大学 保健・健康推進本部（保健センター）
看護技術補佐員（短時間勤務有期雇用教職員）募集要項**

職名及び人数	看護技術補佐員 1 名
契約期間	令和 7 年 1 0 月 1 日以降なるべく早く ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日
更新の有無	更新する場合があります。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。更新する場合は 1 年ごとに行う。ただし、更新回数は 3 回、在職できる期間は採用日から 3 年を限度とする。
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	保健・健康推進本部 ※原則として本郷地区（東京都文京区本郷 7-3-1）での勤務となるが、業務上の必要に基づき、駒場地区（東京都目黒区駒場 3-8-1）、柏地区（千葉県柏市柏の葉 5-1-5）勤務となる場合がある。 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	健康管理室業務補助、診療業務補助、学生及び教職員健康診断補助、外来看護業務全般等 変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。 ※長期間ブランクがある場合でも業務になれるまでの期間はサポートします。
就業日・就業時間	週 3－5 日（月～金曜日） 1 日 6 時間 15 分（9：30～16：30 ※休憩 45 分） ※時間外労働を命じることがある。 ※就業日と就業時間については、応相談
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	時給 1,300 円～1,600 円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手当、賞与（年 2 回）
加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1）看護師の資格を有する方 2）保健センター利用者の立場で物事を考えることのできる方 3）多職種と連携することができる協調性のある方 4）円滑にコミュニケーションをとり、業務が適切に達成できるよう積極的に取り組む意欲のある方 5）基本的な PC 操作（Word, Excel, PowerPoint、メール等）ができる方
提出書類	1）東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロード）1 部 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 参考例 5（医療系職員）の記入例を参照してください。 ※平日昼間に連絡の取れる電話番号とメールアドレスを記入してください。

	2) 看護師の免許の写し 1部 ※資格を有する場合、保健師の免許証の写し1部も提出してください。 3) 応募の動機及び採用後の抱負について(書式自由・A4版1枚程度) 1部
提出方法	上記書類の電子ファイルを1つのフォルダに纏め、フォルダ名を「氏名」にして以下URLにアップロードして下さい。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/9865180324_utac_u-tokyo_ac_jp/EgUkmb_TEodLlib-MZmptsBjGeZrVJDdEYMfU061ZOrxA ※電子ファイルの提出が難しい場合は、郵送での提出が可能です。封筒の表面に「保健・健康推進本部(看護技術補佐員)応募書類在中」と朱書きし、書留等の記録が残る方法で下記『問い合わせ先』に記載の住所に送付して下さい。 ※2～3日以内に履歴書に記載のメールアドレス宛て受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	令和7年9月11日(木) 必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学保健・健康推進本部(採用担当事務室) TEL: 03-5841-2574 e-mail: hksuisin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)
その他	・英語による外国人对応が必要になることがあります。 ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・原則として応募書類は返却しません。 ・応募書類等により本学が知り得た個人情報は、今回の職員採用の選考のためにのみ使用しますので、予めご了承ください。 ・面接にかかる旅費は支給しません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。